明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（総務二）　一
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（同三）　三
○作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八）　七
○経済産業省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六）　四

〔告　示〕
○電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件の一部を改正する件（総務一一）　四
○接続料の算定に用いる値を定める件の一部を改正する件（同一二）　五
○電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第一項の規定に基づき様式を定める件の一部を改正する件（同一三）　五
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件（中央選挙管理会一）　五
○作業環境測定基準等の一部を改正する告示（厚生労働一八）　三〇

〔公　告〕
裁判所
　破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
　国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、阪神高速道路株式会社工事完了、弁理士登録関係　三六
地方公共団体
　行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日

総務大臣　高市　早苗